

中部 M-GTA 研究会 規約

(名称)

第 1 条 本会は、「中部 M-GTA 研究会」と称する。

(所在地)

第 2 条 本会は、事務局の所在地をもって団体所在地とする。

(設立年月日)

第 3 条 本会は、2017 年 1 月 28 日に設立された。

(目的)

第 4 条 本会は、中部地方において M-GTA（修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ）を活用した質的研究の実践を支援するとともに、質的研究全般の方法論的な学習、研究、議論を促進する。また、会員相互の親睦および他地方の M-GTA 研究会との親睦を深める。

(事業)

第 5 条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 研究発表会・総会の開催（年 1 回：研究発表、スーパーバイザーによる講義、懇親会等）
- 2) 分析ワークショップの開催（年 1 回：データを使った分析、研究発表、懇親会、合宿等。ただし、合同研究会が開催される年度は実施しない。）
- 3) 講演会の開催（年 1 回：ゲストスピーカーなどによる講演会、研究発表、忘年会等）
- 4) その他、本会の目的の達成に必要な事業
- 5) 他地方の M-GTA 研究会会員との交流（他地方の M-GTA 研究会会員は、本会事業で発表することはできないが、会員と同じく上記事業に参加する権利を有する。）

(会員)

第 6 条 本会の会員は、会員、名誉会員で構成される。

- 1) 会員は、M-GTA に関心がある中部地方[*]に居住地がある者を中心とするが、他地方居住者の入会を制限するものではない。ただし、本会事業における研究発表等は、中部地方に居住地か職場か在籍教育機関（大学・大学院など）がある会員が優先的に行うことができる。
* 中部地方：愛知、石川、岐阜、静岡、富山、長野、新潟、福井、三重、山梨の 10 県
- 2) 会員は、本会によって他地方の M-GTA 研究会への参加を妨げられることはない。ただし、当該研究会への参加やそこでの発表の可否については、各自で当該研究会に問合せ確認しなければならない。
- 3) 名誉会員は、本会に特に功労のあった会員であり、総会での推薦、承認をもって決定される。名誉会員は、居住地や職場が中部地方でなくてもよい。

(入会および退会)

第 7 条 入会希望者は本会ホームページの入会受付用フォームにアクセスして必要な情報を入力し、世話人会で入会承認を得るものとする。また、退会希望者はメールで事務局に連絡をすることとする。

2. 会員の行為が本会にとって著しく不利益を生じる場合、もしくは、会員が本会にふさわしくないと判断された場合、当該会員の処遇について世話人会で協議し、総会に審

議を諮る。総会で除名案が可決された場合は、当該会員は会員の地位を失う。

(会費)

第 8 条 本会会員は、以下に定める会費を、本会指定の会費徴収システムを用いて納めなければならない。

- 1) 会員は、年会費として 3,000 円を毎年納める。なお、この年会費は、M-GTA 研究会を含む他地方の M-GTA 研究会で年会費を納めていても、免除されるものではない。
- 2) 名誉会員は、年会費の納入を免除される。
- 3) 会費の滞納が 2 年以上におよぶ会員は、会員の資格を放棄したものとみなし、自動退会となる。滞納分は退会後でも徴収される。
- 4) 会員以外は、参加費を要する事業の場合、会員とは異なる額を徴収されることがある。

(役員およびその任期)

第 9 条 本会に次の役員をおく。

- 1) 会長 1 名 長山豊
 - 2) 副会長 1 名 千葉洋平
 - 3) 事務局長 1 名 川口めぐみ
 - 4) 事務局員 最大 6 名 飯嶋勇貴、大嶋舞香、大嶋美智子、熊谷ひとみ
宮城島恭子、山口千夏
 - 5) 世話人 最大 9 名 飯嶋勇貴、伊藤祐紀子、川口めぐみ、住吉智子
千葉洋平、長山豊、宮城島恭子、山崎浩司、渡邊千春
 - 6) 監事 1 名 山田美保
2. 世話人以外の役員の任期は 3 年間とし、原則再任は認めない。ただし、本会の運営上再任が必要と世話人会で合意が得られ、総会で承認が得られた場合、その限りではない。任期半ばで交代した場合の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
3. 世話人の任期は 4 年間とし、再任は原則 3 期、最長 12 年間までとする。任期半ばで交代した場合の任期は、前任者の任期の残任期間にかかわらず 4 年間とする。ただし、前回任期半ばで交代した者が再任される場合、通算任期は 12 年間を超過してはならない。

(役員の職務および条件)

第 10 条 役員の職務内容を以下のとおり定める。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐するとともに、会長が職務を遂行できないときは会長の職務を代行する。
- 3) 事務局長は、入退会手続きや会員への連絡・告知などの事務業務を総括する。
- 4) 事務局員は、事務局長の指示のもとに事務業務を遂行する。
- 5) 世話人は、本会の運営および諸行事の企画立案とその業務を執行する。
- 6) 監事は、本会の財政および業務を監査する。

(役員の選出)

第 11 条 役員の選出について以下のとおり定める。

- 1) 会長は、世話人会で候補者を協議して選出し、総会にて承認する。
- 2) 副会長、事務局長、世話人、監事は、会長が任命し、世話人会および総会にて承認する。
- 3) 事務局員は、事務局長が任命し、世話人会および総会にて承認する。

- 4) 会長、副会長、事務局長、事務局員は世話人を兼任するが、監査は世話人を兼任しない。

(役員 の 罷免)

第12条 役員 の 行為 が 本会 に 対し て 著し く 不利益 を 生じ る 場合、 もし く は、 役員 が 本会 に 不利益 を 与え る と 判断 さ れ た 場合 は、 当該 役員 の 処遇 に つい て 世話 人会 で 協議 し、 総会 に 審議 を 諮る。 総会 で 罷免 案 が 可決 さ れ た 場合 は、 当該 役員 は 役員 の 地位 を 失う。

(世話 人会)

第13条 世話 人会 は、 会長、 副会長、 事務 局長、 世話 人 に よ り 構成 し、 必要 に 応じ て 会長 が 招集 する。

2. 世話 人会 は 次 の 事項 を 行 う。
 - 1) 事業 計画、 予算 および 決算 案 の 立案
 - 2) 会員 の 入退 会 の 承認
 - 3) 役員 候補 者 に 関す る 協議
 - 4) 役員 の 地位 に 関す る 協議
 - 5) その他、 本会 の 運営 と 事業 の 執行 に 必要 な 事項

(総会)

第14条 総会 に つい て 以下 の と おり 定め る。

- 1) 年 に 1 回、 定例 総会 を 開催 し、 会長 が これ を 招集 する。
- 2) 会長 は 必要 に 応じ て 臨時 総会 を 招集 する こ と が でき る。
- 3) 総会 は 次 の 事項 を 行 う。 議決 は 出席 者 の 過半数 の 賛成 に よる。
 - 1 事業 計画、 予算 および 決算 案 の 承認
 - 2 会長 の 改選 と 役員 の 承認
 - 3 規約 の 改正 および 細則 の 制定 と 改正
 - 4 その他、 本会 に 必要 な 事項 の 決定

(事務局)

第15条 会長 の 定め る と ころ に 事務局 を おく。

- 1) 事務局 は 本会 の 事務 を 執行 し、 財産 を 管理 する。
- 2) 事務局 の 設置 は、 原則 と し て 事務 局長 の 任期 に よる 交代 と 連動 する。
- 3) 事務 局長 が 任期 半ば で 交代 し た 場合、 事務局 の 移動 を 速やか に 行い、 事務局 員 も 交代 する。 任期 半ば で 交代 し た 場合 の 任期 は、 原則 と し て 前任 者 の 任期 の 残任 期間 と する。

事務局 所在地 (2024 年 4 月 総会 承認 後 ~ 2027 年 3 月 31 日)

〒910-1193 福井 県 吉田 郡 永平 寺 町 松岡 下合 月 23-3 福井 大学 松岡 キャンパス

事務局 メール アドレス : chubumgta@gmail.com

(会計)

第16条 本会 の 運営 に 必要 な 経費 は、 原則 と し て 次 の 2 つ を あて る。

- 1) 年会 費
 - 2) 事業 参加 費
2. 本会 の 会計 年度 は 4 月 1 日 に 始まり、 翌年 3 月 31 日 に 終わる。
 3. 余剰 金 は、 次年度 へ 繰り越 し でき る。

(細則)

第17条 本規約の実施に関して必要が生じた場合、細則を定めることができる。細則の制定と改正は、総会の承認をもって成立する。

(規約の改正)

第18条 本規約は総会の議決によって改正することができる。

(付則)

第19条 会の役員(一部)は次の会員とする。

会長 石川県河北郡内灘町大学 1-1 金沢医科大学 長山 豊
副会長 岐阜県岐阜市三田洞東 5-6-1 岐阜薬科大学 千葉洋平
事務局長 福井県吉田郡永平寺町松岡下合月 23-3 福井大学 川口めぐみ

2. 本規約は2017年4月1日より施行する。
3. 本規約は2017年9月1日に一部修正した。
4. 本規約は2018年4月21日に一部修正した。
5. 本規約は2019年4月13日に一部修正した。
6. 本規約は2020年5月12日に一部修正した。
7. 本規約は2021年4月12日に一部修正した。
8. 本規約は2022年4月24日に一部修正した。
9. 本規約は2023年4月22日に一部修正した。
10. 本規約は2024年4月20日に一部修正した。
11. 本規約は2025年4月26日に一部修正した。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

<代表者(会長)名> 会長 長山豊